

加西市  
社協 第7次地域福祉推進計画  
(令和3年度～令和7年度)

すべての市民で支えあう  
福祉のまちづくり



つなぐ・つながる・つなぎあう



## あいさつ

加西市社会福祉協議会では、「地域共生社会」の実現を目指し、この度、令和3年度から令和7年度までの5年間の「第7次地域福祉推進計画」を策定しました。地域福祉推進計画は、社協としての地域福祉推進の理念や目標、活動の方向性、活動内容、視点等を明らかにし、社協の活動や地域住民、各種団体、ボランティア、行政をはじめとした関係機関等との連携・協働による福祉活動を推進していくための具体的な計画です。

平成6年度に第1次地域福祉推進計画を策定して以降、少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、核家族化の進行等、環境の変化に伴う福祉課題に対応するため、住民主体と、関係機関との連携・協働という理念は堅持しつつ、市の地域福祉計画とも整合性を図るため、これまで5回にわたり計画の見直しを行ってまいりました。

今日、急速な高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などにより、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。例えば、「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという8050問題や、介護と育児に同時に直面するダブルケアの課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

加えて、社会構造の変化を背景に、地域・家庭といった様々な場において、人と人とのつながりが希薄化し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかず課題が深刻化するケースが増えています。

そのような中において、様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

第7次地域福祉推進計画は、「すべての市民で支えあう福祉のまちづくり」を基本理念とし、「つなぐ・つながる・つなぎあう」をスローガンに、4つの重点目標を掲げました。1つ目は、このまちに住んでいてよかったと思える「地域づくり」。2つ目は、未来へつながる「人づくり」。3つ目は、自分らしく生活できる「仕組みづくり」4つ目は、地域に根ざした社協であるための「組織づくり」です。そして、その重点目標ごとに活動方針と個別活動項目を掲げています。

折しも、本年、加西市社協は創立50周年という節目の年を迎え、新たなステージに入りました。この第7次地域福祉推進計画に基づき、皆様とともに更なる地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、数多くの審議を重ねご尽力いただいた後藤委員長をはじめ15名の策定委員様に深く感謝申し上げご挨拶とします。

令和3年3月

社会福祉法人

加西市社会福祉協議会 理事長 衣笠 勝弘

## 第7次加西市社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定に思う

---

この度、加西市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会に参画させていただき、計5回にわたる策定委員会を開催しました。策定委員会では、15名の委員様から様々な視点による積極的なご意見をいただき、今後5か年の社協活動の基本となる第7次地域福祉推進計画が完成しました。

私たちを取り巻く社会環境は、この数年の間で大きく変わりました。高齢化率一つをとっても、全国平均が28.1%なのに対して、加西市は33.3%と高く、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、高齢化率は今後加速的に高くなっていくことが見込まれます。

申し上げるまでもなく、生活福祉課題の解消に向けた取り組みは、年齢に関係なく平等に推進する必要がありますが、新型コロナウイルス感染のリスクをとっても高齢者への影響は大きく、日常の社会生活において大きな制限を受けることは避けられません。

またウィズコロナ社会の到来が予測され、従来の生活スタイルや地域コミュニティへの影響も余儀なくされるなか、社会福祉活動にも変化が予測されます。今後、この推進計画自体も取り巻く環境の変化により、そのあり様については、柔軟に見直すことがあってもよいと思っています。但し今回の計画の基本コンセプトは「すべての市民で支えあう福祉のまちづくり」であり、このコンセプトはいかなる環境の変化にも適応できるものですので、その理念は堅持されたいと思います。

社会福祉活動の推進母体である社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉課題を、地域全体の問題として捉え、みんなで協力して解決を図るための協議体で公益性の高い民間組織です。その活動は地域の皆さんはじめ、福祉活動に関わる各種団体や組織(ボランティア、民生委員・児童委員等)、福祉サービスや社会福祉事業、保健・医療・福祉・教育・行政機関に携わる方々、そして企業も含めた幅広い関係者のご理解、ご協力により成り立っています。このたび策定しました地域福祉推進計画がより多くの皆様に理解されるとともに協働の輪が更に広がることを願っています。

終わりに、計画策定にあたり、熱心に検討、討論いただいた15名の策定委員の皆様と、様々な資料を準備していただいた社協職員の皆様に感謝申し上げ、ご報告とさせていただきます。有り難うございました。

令和3年3月

第7次加西市社会福祉協議会

地域福祉推進計画策定委員会

委員長 後藤 勇

# 目 次

## 第1章 第7地域福祉推進計画の策定にあたって

1	はじめに	1
2	社会福祉協議会とは	2
3	地域福祉とは	3
4	地域福祉推進計画の目的	3
5	計画の期間と評価の流れ	4
6	加西市における小地域の範囲	4
7	あったかシステム(小地域ネットワークシステム)	5
8	推進体制	6
9	加西市地域福祉計画との整合性	8

## 第2章 第6次地域福祉推進計画の成果と課題について

1	地域づくり	9
2	人づくり	10
3	組織づくり	11

## 第3章 第7次地域福祉推進計画の体系

1	基本理念	14
2	重点目標	14
3	重点目標の流れ	16
4	持続可能な開発目標（S D G s）との関連	17
5	第7次地域福祉推進計画の体系図	18

## 第4章 活動方針と個別活動項目

1	地域づくり「このまちに住んでいてよかった」と思える地域づくり	19
2	人づくり 未来へつながる人づくり	26
3	仕組みづくり 自分らしく生活できる仕組みづくり	29
4	組織づくり 地域に根ざした社協づくり	35

## 資料編

○	第3期加西市地域福祉計画策定に関するアンケート調査結果	38
○	統計データによる加西市の現状	45
○	地域の見える化シート調査結果	47
○	策定委員会「こうあればいいなと思うこと」「これから取り組めそうなこと」	50
○	加西市ボランティア・市民活動センター登録グループ一覧	54
○	第7次地域福祉推進計画策定の経緯	56
○	第7次地域福祉推進計画策定委員会及び評価委員会設置要綱	57
○	第7次地域福祉推進計画策定委員及び評価委員名簿	59

# 第1章 第7次地域福祉推進計画の策定にあたって

## 1. はじめに

社会福祉法人加西市社会福祉協議会では、様々な地域福祉課題に対応するため、平成6年から「社会福祉法人加西市社会福祉協議会地域福祉推進計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

その後、超少子高齢化や人口減少、社会的孤立や生活困窮、核家族の進行によるライフスタイルの多様化を背景に様々な福祉課題が顕著となっています。

地域において誰もが支え合いながら、安心して暮らせることができる「ともに生きる豊かな地域づくり」が求められています。

このような状況を踏まえ、加西市では2020年度から第3期加西市地域福祉計画がスタートしました。社会福祉協議会の第6次地域福祉推進計画は2カ年計画でしたが、加西市地域福祉計画との整合を図り官民一体となり福祉サービスの提供を進めるため、今回の第7次社会福祉法人加西市社会福祉協議会地域福祉推進計画（以下「第7次推進計画」）は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

この第7次推進計画は、第6次推進計画の理念を引き継ぎ、つないでいくための実効性の高い計画とする必要がありました。

そのため、現行計画の実績評価や現状と課題の分析を行い、加西市が策定した地域福祉計画を反映させ連携することとしました。

今回、策定した計画は「地域づくり」「人づくり」「仕組みづくり」「組織づくり」という4つの「重点目標」と8つの「活動方針」を掲げ、28の具体的な「個別活動項目」を設定しました。

地域福祉推進計画は、社協が行う地域福祉を推進するための基本となる行動計画であり、この計画のもと「ともに生きる豊かな地域づくり」を目指していきます。

## 2. 社会福祉協議会とは

平成29年4月に社会福祉法の改正があり、社会福祉法人については高い公益性・非営利性を担保するため、自律的に適正な運営を確保するための組織強化を図ることとなっています。また、社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

地域社会において民間の自主的な活動の中核となる社協は、住民の参加する福祉活動を推進し、社会福祉問題を計画的・協働的に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

社協が行う事業とは、

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

であり、これらの活動を通して地域の人々が住み慣れたまちで、安心・安全に暮らせる福祉のまちづくりを推進していくことが、社協の使命となっています。

社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「加西市社協」という。）においても、住民の福祉活動を支え、ボランティア活動の支援や生活課題を抱えた方への相談援助、在宅福祉サービスなどを行い、すべての市民で支えあう福祉のまちづくりを進めています。

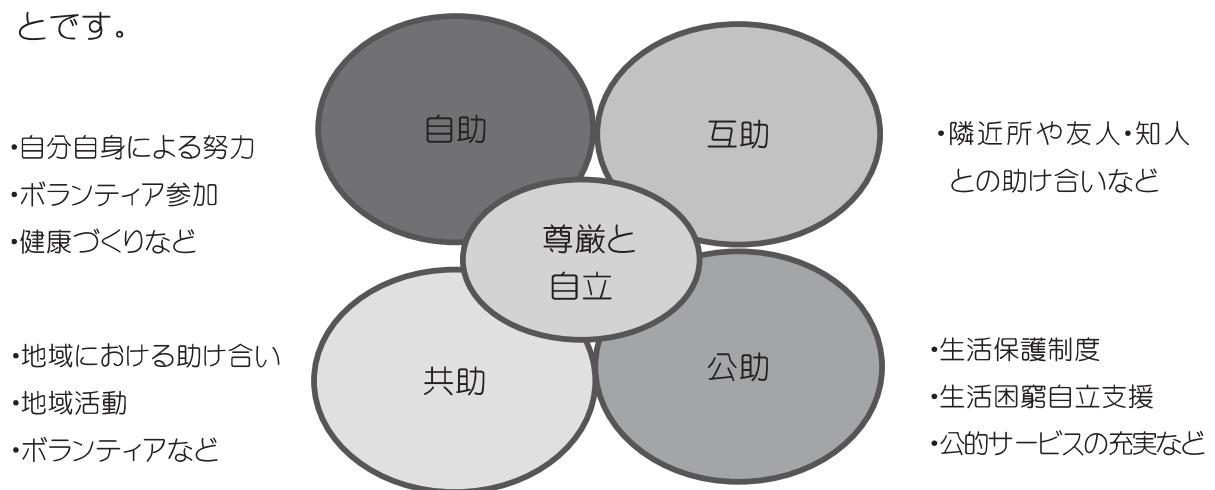
今後、多様化・複雑化した生活課題に対して、官民一体となりどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっています。

社協の特性である「民間性」と「公共性」を生かして、住民が主体的な課題解決に取り組めるように支援を行い、住民の生活を基盤とした事業を推進することが求められています。

### 3. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、乳幼児から高齢者まで、障がいのある方も、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らさせることを目指し、制度によるサービスを利用するだけでなく、お互いに助け合える関係や、その仕組みをつくっていくことです。

そのためには、様々な生活課題を共有し、住民一人ひとりの力（自助）、隣近所や友人・知人の助け合い（互助）、地域活動やボランティアによる助け合い（共助）、公的な制度（公助）を組み合わせて解決していく取り組みが必要です。そして、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他者や行政などに過度に依存せず、自立した生活を送ることができ、そのうえで互いに協力して不足を補いながら協働できる地域社会をつくっていくことです。



### 4. 地域福祉推進計画の目的

第7次推進計画は、加西市社協が地域福祉推進の中核機関として主体的に役割を発揮するための、言わば社協の根幹をなす行動計画です。

地域福祉を推進していくためには、地域住民をはじめ地域で活動する様々な団体、関係機関などと連携を図りながら、地域の特性や生活課題などを把握したうえで、課題の解決と今後の地域福祉の方向性について、住民・当事者、関係機関・団体などが参画し、地域福祉推進のために具体的な行動計画を提示しなければなりません。言わば、住民・当事者、関係機関・団体などの民間サイドから、地域福祉推進のための提言や具体的行動計画を提示するために作成しました。

この計画は住民が取り組む地域福祉の目標と、その推進を具体的に示し、その中で加西市社協の役割を定め、活動に結びつけていくための方針を定めたものです。

また、官民協働で地域福祉を推進していくために、行政の福祉施策と連携を図ります。

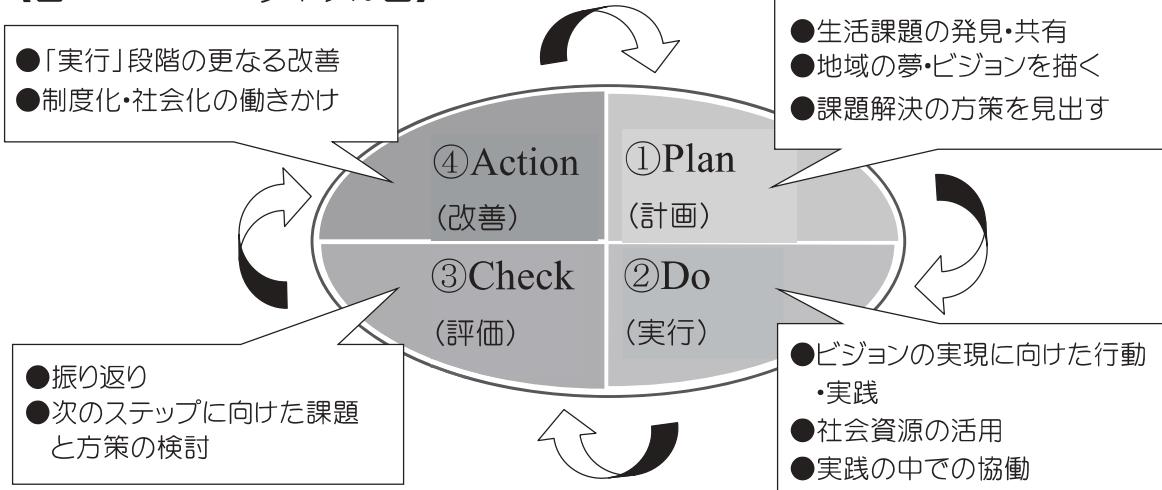
## 5. 計画の期間と評価の流れ

計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間です。

第7次推進計画を推進するために、年度ごとに各個別活動項目の計画を定め、「評価委員会」において取組の進捗状況を点検・評価し、次年度への改善を行います。(下記のPDCAサイクル(図1-1)に沿って目標を達成していきます)

その間には、社会情勢の変化や社会福祉の動向、行政の「加西市地域福祉計画」との整合性を図り地域の状況を確認しながら、必要に応じて見直しを行います。

【図1-1 PDCAサイクル図】



## 6. 加西市における小地域の範囲

「地域」を考えるとき、「隣近所の範囲」や「日常生活で行動する範囲」など、生活環境や生活背景により、捉え方が人それぞれに異なります。

「住民同士の見守り活動」は、お互い顔が見える範囲、すなわち「隣保・自治会」という範囲での活動となり、「研修会参加」「所属団体での活動」は、「小学校区・市内全域」という範囲になると考えられます。

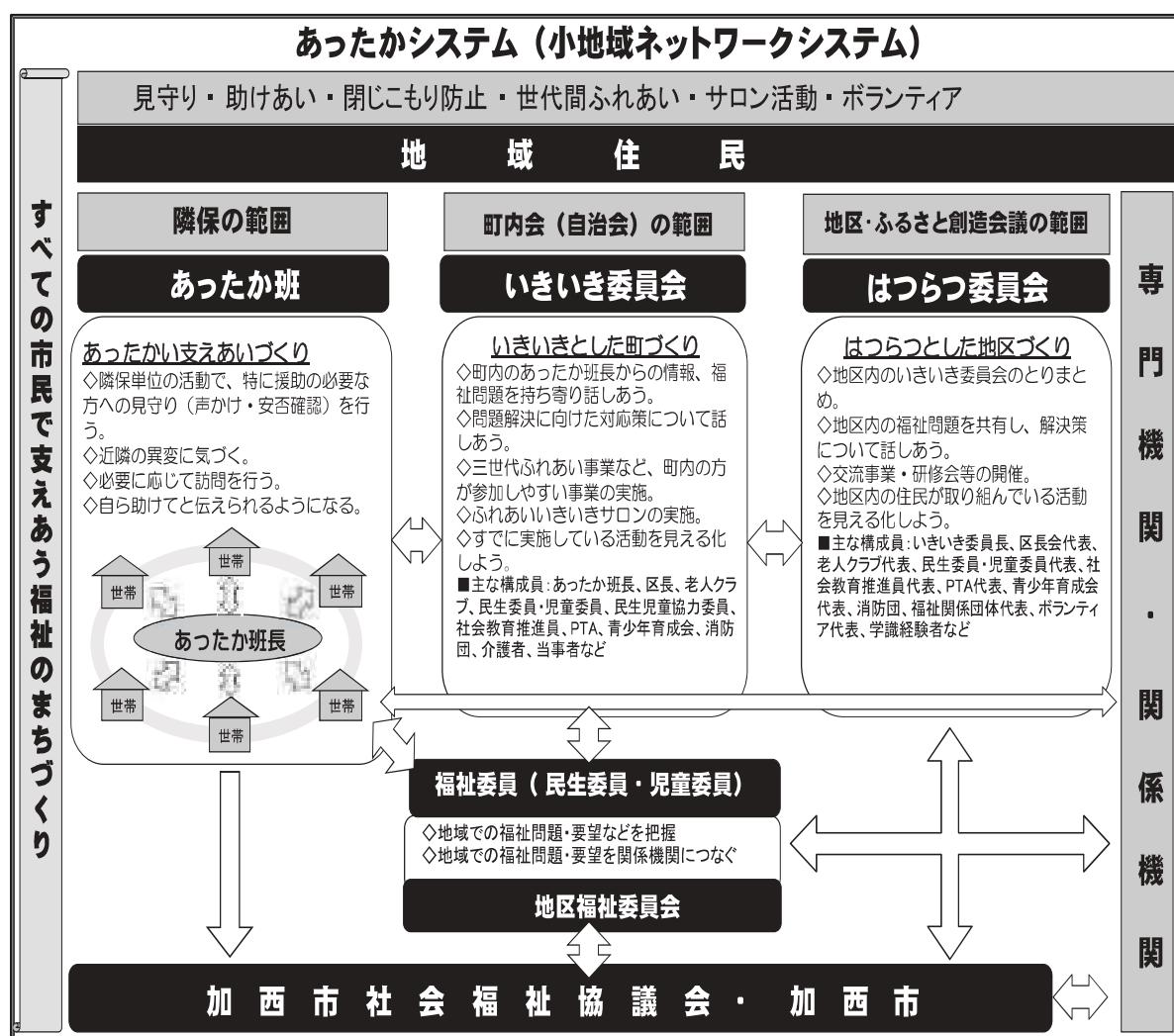
地域福祉は、一人ひとりの暮らしが感じられ、住民が生活課題に気づくことのできる範囲、あるいは連帯感が感じられる範囲という小さな圏域での活動が基本となります。しかし、生活課題や活動内容が各地域によって異なることから、この計画で示す「小地域」とは「小学校区」を基本とします。

## 7. あつたかシステム(小地域ネットワークシステム)

加西市では、独自の小地域ネットワークシステム『あつたかシステム』が構築されており、隣保を単位として、近隣の見守り活動などを目的とした「あつたか班」、町内会(自治会)を単位に、あつたか班から得た情報・問題を持ち寄り問題解決に向け、町内で対応などを話し合う「いきいき委員会」、そして、小学校区単位であったか班・いきいき委員会の活動を基盤に、校区内の福祉力が高まる活動を行う「はつらつ委員会」が組織されています。

それらの組織と福祉委員(民生委員・児童委員)や行政などの関係機関と連携を図りながら地域全体で支え合う仕組みづくりを推進しています。

【図1－2 あつたかシステム図】

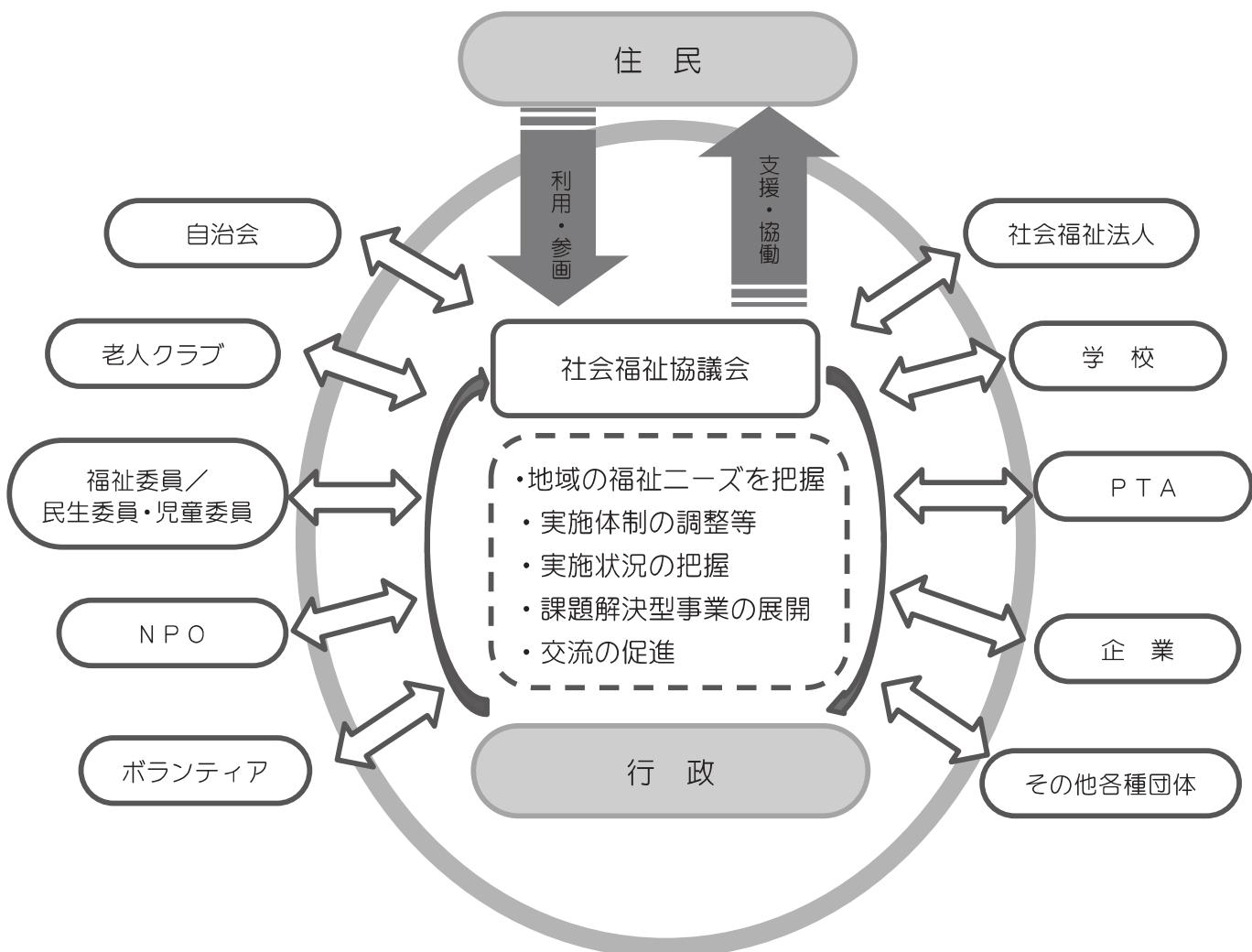


## 8. 推進体制

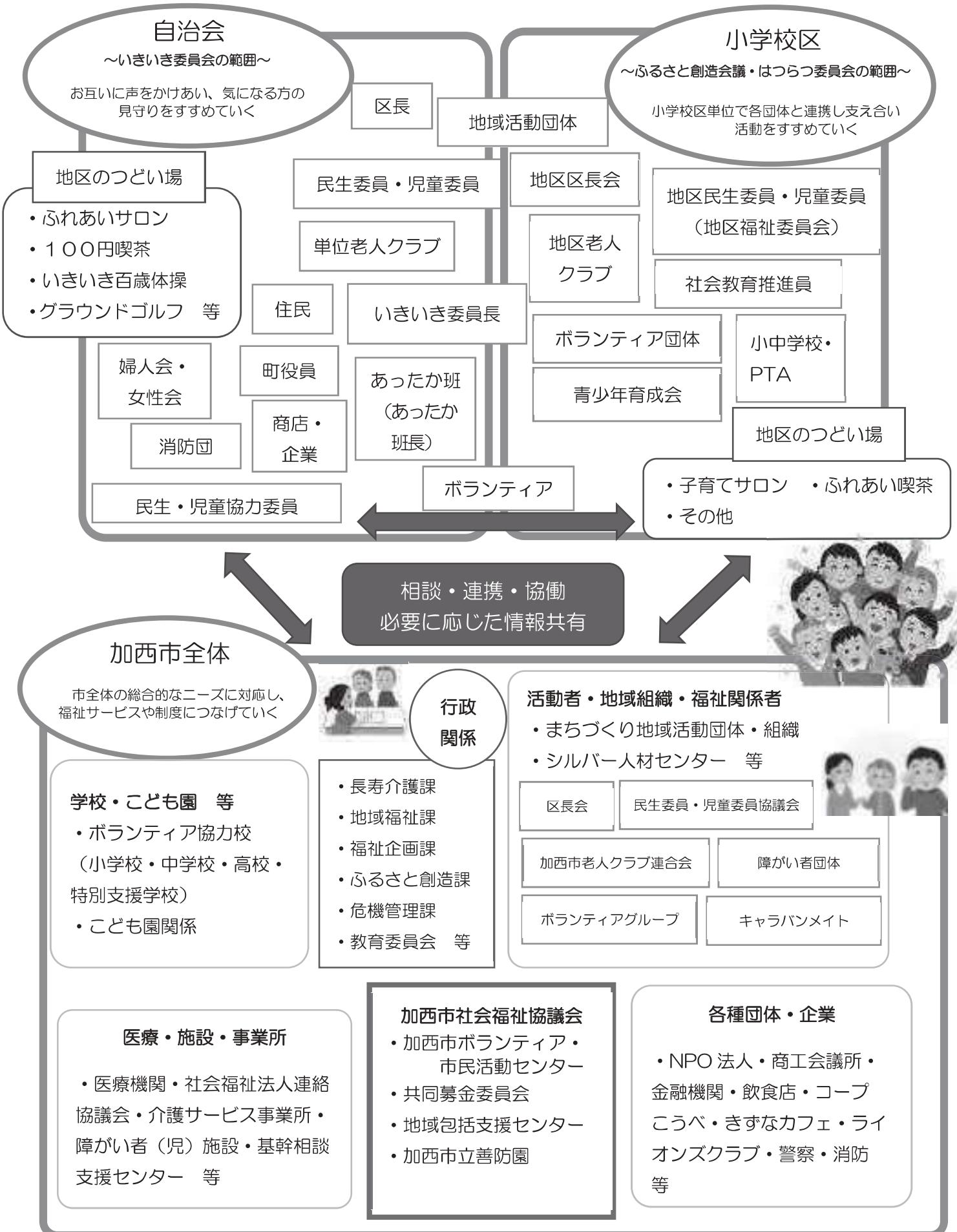
この計画を推進していくためには、住民、行政、福祉関係事業者・関係機関、社協等の協働が欠かせません。これら4者によるパートナーシップを基盤として、役割分担を行いながら計画を推進します。

- ◇住民 … 地域づくりを実現する主体
- ◇行政 … 地域の福祉を総合的に推進するサービスの提供
- ◇福祉関係事業者・関係機関 … 地域ニーズに対応したサービスの展開
- ◇社会福祉協議会 … 地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体

【図1－3 関係機関・団体関連図】



# 見守り・助け合い・閉じこもり防止～地域の支え合いネットワーク関係図～



加西市内で活動する様々な分野の集団・組織を「自治会」「地区の範囲」「加西市全体」の圏域に記載しています。

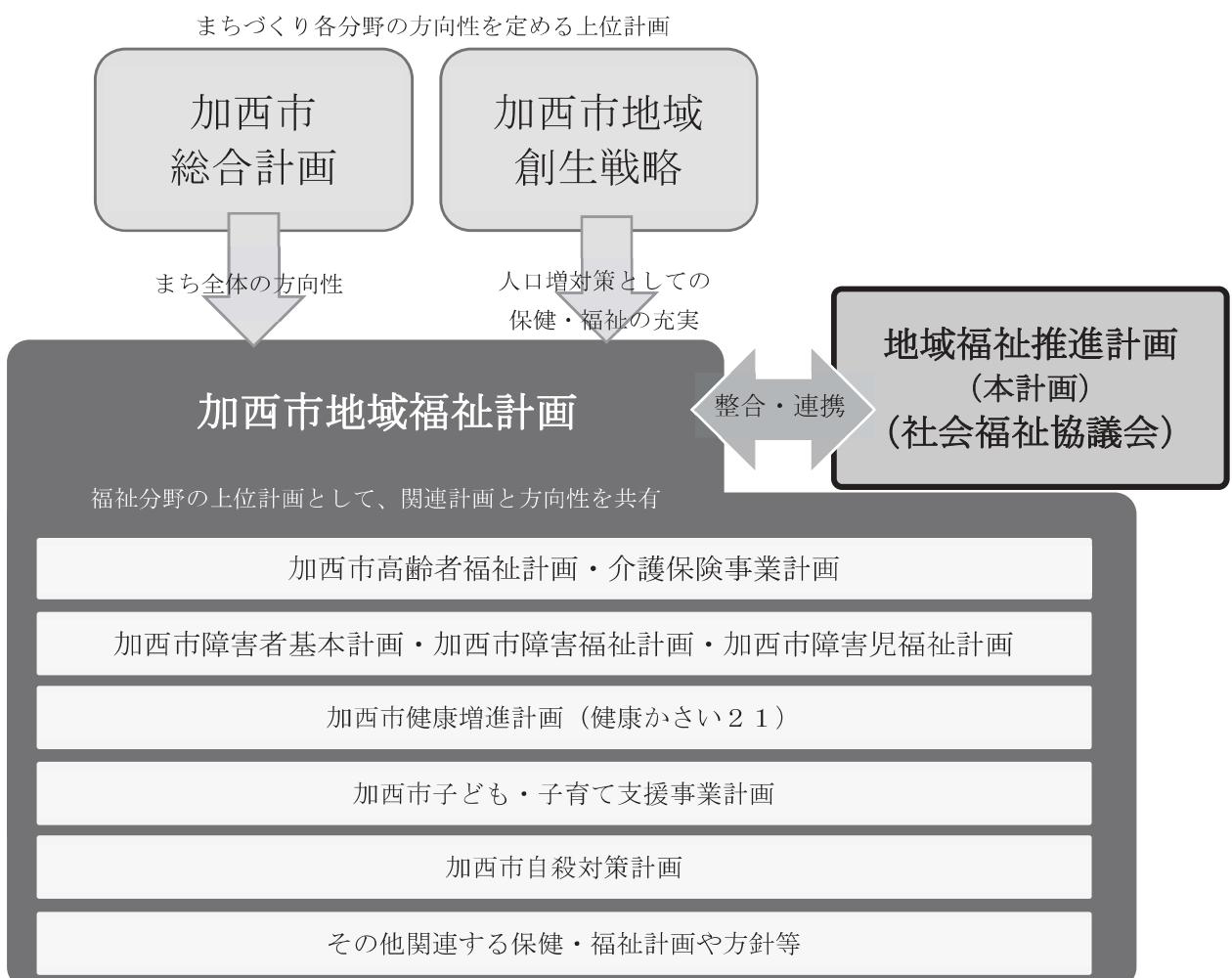
## 9. 加西市地域福祉計画との整合性

加西市では、「第3期加西市地域福祉計画」を令和2年6月に策定しており、各福祉分野計画の上位計画となるものであり、市における保健・福祉分野の全体的な方向性を定めるものとしています。

これに対して、社協の策定する「地域福祉推進計画」は行政の計画を踏まえつつ社協の強みである地域のつながりを重視し、地域住民をはじめ、地域で活動する様々な団体・機関などが連携・協働して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画と位置づけています。

この2つの計画は、ともに地域福祉を推進するために策定された計画であり、お互いの計画を実行していくために、相互の連携を強めながら推進していく必要があります。

### ▼計画の位置づけ



「第3期加西市地域福祉計画」から引用